

長久手市内の景観法に基づく届出 Q & A

長久手市建設部都市計画課

目 次

1	一般事項について	1
2	届出対象行為について	3
3	受付、審査について	5
4	届出対象規模の算定について	7
5	高さの算定について	10
6	既存建築物等の取り扱いについて	12
7	景観形成基準について	14

1 一般事項について

Q1-1 景観法とはどのような法律ですか。

A 景観法は、平成16年6月に制定され、平成17年6月に全面施行された日本で初めての景観についての総合的な法律です。

景観法では、「良好な景観は国民共有の資産として位置づける」とともに、景観づくりに関する行政・事業者・住民の責任を明確にしています。自主条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みとして、また、地域特性を活かした景観づくりができるように、景観行政団体が定める景観計画・景観条例により、建築物等の規制ができる仕組みが創設されるとともに、住民等の積極的な参画を促進する景観協議会、景観協定、景観整備機構などの制度整備がされています。

長久手市では、この景観法に基づき景観計画を定め、一定規模以上の建築行為などについて届出を義務づけています。

Q1-2 景観づくり（景観条例、景観計画）は、なぜ必要ですか。

A 近年、幹線道路沿道などにおいて、美しさに配慮を欠いた雑然とした景観、全国どこにでも見られるような画一的な景観が見受けられるようになってきました。これらは長久手市のイメージや魅力を失わせます。一度壊された景観の回復は容易ではなく、時間を要することから、今後このような行為を未然に防止する取組が必要となります。

また、景観はそこに生活する人々の身近な環境によって形成されるものであり、良好な景観を維持しようとする市民の意思は、その主体的な取り組みを通じて市民の地域への愛着を育み、地域の活性化に寄与するものです。また、良好な景観は、観光・交流の振興にもつながるものです。

Q1-3 なぜ届出が必要なのですか。

A 長久手市では、景観法に基づく「長久手市景観計画」の策定及び「長久手市景観条例」の制定を行い、行政・事業者・市民の適切な役割分担と協働により、それぞれが主体的に景観づくりを行いつつも、互いに協働し、景観まちづくりを進めることを目指しています。

この目的を実現するため、景観法に基づく長久手市景観計画を定め、景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模な建築物の建築、工作物の建設等及び開発行為を対象に、その行為の内容を届出いただき、形態意匠等について良好な景観を形成できるよう規制・誘導するものです。

Q1-4 この届出制度で良好な景観が形成されるのですか。

A 届出の対象は一定規模以上に限定していますし、届出制度のような規制だけでは良好な景観が形成されると考えている訳ではありません。

長久手市では、「長久手市景観計画」において、良好な景観の形成のための景観まちづくり活動が活発になるように、「推進体制づくり」「普及・啓発活動の企画」「助成制度の検討」「進行管理と見直し」を行い、総合的に良好な景観形成が推進することを目指しています。

この届出制度は、良好な景観を形成するための重要な一つの方策と考えています。

Q1-5 届出の必要ない規模の建築物や工作物などは、景観配慮が必要ないのですか。

A 届出に係らない一定規模未満の建築物等は、景観法に基づく届出は不要ですが、建築物の建築等の行為を行う者は、できる限り景観計画の定める景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成に努めてください。

Q1-6 景観法の相談先及び届出先は、どこになるのですか。

A 相談先及び届出先は、長久手市建設部都市計画課になります。

Q1-7 届出書の作成はどうすればよいのですか。

A 届出は、行為をしようとする者が行いますが、その手続きを代理人に委任することは可能です（報酬を得て代理業務を行う場合は、行政書士等の資格が必要）。

届出には、図面などの添付書類が必要なため、設計図書を作成した建築士に依頼して届出する人が多いようです。

届出様式等の必要な図書は、長久手市のホームページに掲載していますので、そちらからダウンロードができます。

Q1-8 届出の手続きはいつ頃すればよいのですか。

A 景観法の規定では、行為着手の30日前までに届出していただく必要があります。事前の相談を行うなど、計画段階で協議をしていただき、着手日を考慮して余裕を持って届出してください。

Q1-9 届出にあたって、何か制限を受けますか。

A 景観法の規定では、届出を受理した日から30日間は当該届出に係る行為に着手してはならないと規定されています（ただし、景観法の規定（同法施行令第12条）で、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事、などの基礎工事は、行為着手の制限の例外となっています。）。

また、届出に係る行為が景観形成基準に適合しない場合は、勧告に従わない場合にその旨の公表を、さらに建築物や工作物の形態・意匠が適合しない場合には、行為着手の制限の期間延長（最大90日）又は変更命令を行うことがあります。

※ 長久手市景観条例施行規則第9条第2項に基づき、適合通知を受けた場合は、通知を受けた日から、届出に係る行為に着手することができます。

Q1-10 届出の行為が完了した時点で何か手続きはありますか。

A 手続きはありません。

Q1-11 届出をしなかった場合は、何か罰則がありますか。

A 景観法の規定では、届出を行わなかった場合又は虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金を科される場合があります。

2 届出対象行為について

Q2-1 届出の制度は、いつから始まっていますか。

A 長久手市景観計画は、令和3年1月1日から施行されますが、経過措置を設けているので、令和3年1月31日以降に行為着手した場合に届出が必要となります。従って、それ以前に行為着手しているものは、届出不要です。

Q2-2 行為の着手とは、どういった行為ですか。

A 建築物や工作物の場合は、杭工事などの基礎工事に着手した段階です。
開発行為の場合は、切り土や盛り土に着手した段階をいいます。

Q2-3 届出は、どの地域で必要になりますか。

A 長久手市内全ての地域が対象となります。
また、地域は、5地域に区分しており、それぞれの地域ごとに景観形成基準の内容が異なります（地域の詳細は、長久手市ホームページ又はパンフレットをご覧ください。）。

Q2-4 届出の必要な行為とは、どのような行為ですか。

A 景観に与える影響の大きい一定規模以上の建築物の新築、増築、改築、移転及び外観の変更、工作物の新設、増築、改築、移転及び外観の変更、開発行為が届出の対象となります（詳細は、長久手市ホームページ又はパンフレットをご覧ください。）。

Q2-5 屋外広告物は、届出の対象ですか。

A 愛知県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は掲出する物件の設置については、景観法に基づく届出は不要です。
ただし、長久手市景観計画で、屋外広告物に関する行為の制限を定めていますので、愛知県屋外広告物条例に基づく許可申請時等に、配慮された計画となっているか確認をしていきます。

Q2-6 届出が不要となる行為とは、どのようなものですか。

A 景観法及び長久手市景観条例により、地下に設ける建築物や工作物、仮設の建築物及び10㎡以下の増築などは届出が不要となります（詳細は、長久手市建設部都市計画課に問合せください）。

Q2-7 届出が適用除外となる仮設の建築物や工作物とは、どのようなものですか。

A 建築基準法に定める仮設許可を受けた建築物、及び工事現場の仮設事務所やタワークレーンなど一時的に設置されるものは届出が不要です。
しかし、景観形成基準に則した計画としてください。

Q2-8 地区計画区域内などでも、届出は必要ですか。

A 長久手市では、景観計画に定められた制限の全てを地区計画で定めていない為、届出が必要です。

Q2-9 森林や樹木の伐採は、届出が必要ですか。

A 森林や樹木の伐採のみを行う場合は、届出は不要です（ただし、開発行為か太陽電池モジュールの設置が伴う場合は、面積が1000㎡を超えれば届出の対象となります。）。

※ 森林や樹木の伐採のみでも、「長久手市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例」に基づく事前協議が必要になる場合があります。

Q2-10 届出対象行為の工作物で、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、アンテナその他これらに類するものとありますが、「その他これらに類するもの」とはどのようなものがありますか。

A 景観に影響する突出物を意味します。具体的には、ゴルフ打ち放し場の防球ネット・支柱や携帯電話のトラス鉄塔などが対象となります。

Q2-11 太陽光パネルを屋根や外壁に設置した場合は、届出の対象となりますか。

A 太陽光パネルなどの設備を外壁や屋根に設置した場合は、外観を変更することとなる模様替えにあたりますので、その変更に係る面積が3分の1を超える場合は、届出対象となります。

また、景観形成基準では、外部に設ける付属設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所への設置を求めていますので、景観に配慮した計画としてください。

Q2-12 敷地が2つ以上の地域にまたがる場合はどうなりますか。

A 敷地のうち、最大の面積の地域の景観形成基準が適用されます。

3 受付、審査について

Q3-1 届出前に事前相談することはできますか。

A 事前に相談することができます。また、必要な場合は、景観アドバイザーや長久手市景観審議会に意見を聴くことができます。

Q3-2 景観法に基づく届出と建築基準法に基づく建築確認申請（又は都市計画法に基づく開発許可申請）とは、どのような関係があるのですか。景観法の届出がないと建築確認申請ができないのですか。また、その逆もあるのですか。

A それぞれの法令により審査されますので、景観法に適合しないと建築確認申請（又は開発許可申請）が認められないことはありません。また、その逆もありません。

両方とも基準に適合する必要がありますので、一方の手続で修正の必要が生じた場合、もう一方の手続きに変更が生じる可能性があるため、事前に関係部署と協議をお願いします。

また、景観法では、届出後30日間は行為着手の制限を受けますので、建築確認申請が認められても工事着手できませんので、余裕を持った準備をしてください。

※ Q1-9 参照

Q3-3 複数の市町村の区域にまたがる場合は、届出先はどうなるのですか。

A 長久手市の景観計画区域と他の景観行政団体（名古屋市、豊田市、瀬戸市）と行為の区域又は物件がまたがる場合は、原則として両方の景観行政団体に届出が必要です。行政間で調整を行いますので、事前の相談をお願いします。

Q3-4 行為の着手制限が30日間とされていますが、どのように日数の計算をするのですか。

A 着手制限の期間は、受理日から起算して30日になります。例えば、11月1日に届出を出した場合は11月30日まで（30日間）は着手できず、翌日の12月1日から工事着手できます。

※ Q1-9 参照

Q3-5 行為に着手できない期間が90日となるのは、どのような場合ですか。

A 建築物及び工作物の形態意匠の制限に適合しない場合については、届出があった日から30日以内に変更命令の処分を受けることがありますが、実地の調査などをする必要があるとき、その他合理的な理由があるときは、変更命令の処分を行う期間を90日を超えない範囲で、延長することがあります。その場合に、行為着手の制限の期間も併せて延長されることとなります。

Q3-6 景観形成基準への適合性については、どのように判断するのですか。また、届出がされた行為に対して、勧告や公表、変更命令ができることとされていますが、どのような手続となるのですか。

A 適合性については市で判断します。場合によっては、学識経験者等で構成する長久手市景観審議会の意見を聴いて判断します。

また、届出がなされても景観形成基準に適合しない場合は、その内容に応じて勧告される場合又はその勧告に従わない場合にその旨を公表・変更命令がなされる場合があります。原則としては市で判断しますが、場合によっては、長久手市景観審議会の意見を聴いて判断します。

Q3-7 建築物と工作物を同一の敷地内に同時に建てる時は届出書は一つでよいのですか。また、開発行為などが同時にある場合も届出書は一つでよいのですか。

A 同一の敷地内であれば、一つの届出とすることができます。

Q3-8 同一敷地内に規模の違う複数の建築物や擁壁、装飾塔などの工作物を新設する場合は、届出対象規模を超える行為についてだけ届出すれば良いのですか。

A 届出対象規模を超える行為がある場合に届出が必要となります。

しかし、敷地全体として調和のとれたものとなるよう配慮していただく必要があるため、届出不要の建築物や工作物について景観形成基準が適用される訳ではありませんが、届出にはできる限り全体の状況も表示・表記するようにしてください。

Q3-9 立面図の着色はどの程度のものが必要ですか。色鉛筆で塗った程度のものでよいのですか。

A 色彩の表記については、マンセル表色系で記載していただき、審査はマンセル値により行います。

図面の着色は、審査の際にその色彩を使用する範囲と全体のイメージが分かるように塗っていただくものであり、表示されたマンセル値と厳密に同色でなくてもかまいません。

Q3-10 行為の届出後に色彩や形状など計画を変更する場合はどのような手続が必要ですか。

A 原則として、新たな計画の変更届出が必要になります。この場合当該行為については、届出後30日の行為着手の制限が再度適用されます。

Q3-11 行為の計画に変更が生じた場合、どの程度の変更内容で変更届出が必要ですか。

A 届出の審査対象となる外観の変更や配置の変更は、変更届での対象となりますが、審査対象となっていない建築物や工作物内部の変更、又は景観形成基準に影響しない変更は、変更届での対象となりません。

4 届出対象規模の算定について

Q4-1 建築物の建築面積は、どのように算定しますか。

A 建築物の建築面積は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定める水平投影面積をいいます。

Q4-2 開発行為の土地面積は、どのように算定しますか。

A 開発行為とは、都市計画法第4条第12項に規定する行為をいいます。その場合、開発行為を行う土地の区域の水平投影面積となります。

Q4-3 建築面積が500㎡を超える建築物の建築行為は届出が必要ですが、増築の場合は、増築する部分の面積が500㎡を超えている場合に届出が必要となるのですか。

A 増築部分の面積で判断するのではなく、増築後の建築物全体の建築面積が500㎡を超える場合は、届出が必要となります。

ただし、増築の建築面積が10㎡以下の場合は、増築後の建築物全体の建築面積が500㎡を超えても届出は不要です。

Q4-4 同一敷地内に複数の建築物を建築等する場合は、届出が必要となる建築面積は敷地全体で考えるのですか、建築物ごとに考えるのですか。

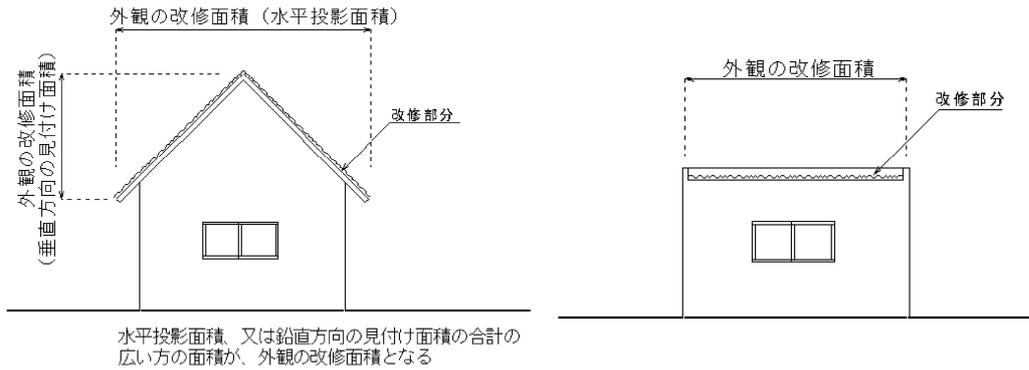
A 敷地単位で判断するのではなく、各建築物の建築面積ごとに届出対象規模を超えているかで判断します。各々の建築物が届出対象規模を超えなければ届出は不要です。

しかし、届出対象規模を超える建築物がある場合は、敷地全体として調和のとれたものとなるよう配慮していただく必要があるため、届出には他の建築物や工作物、外構など敷地全体の状況も表示・表記するようにしてください。

Q4-5 外観の修繕や色彩の変更で、勾配屋根の改修の場合は、見付面積をどのように算定しますか。

また、陸屋根の屋上防水の改修の場合は、どのように面積算定しますか。

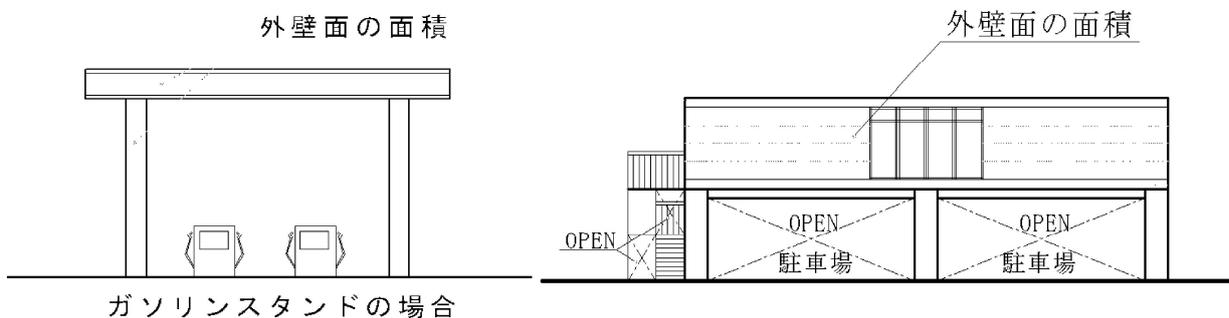
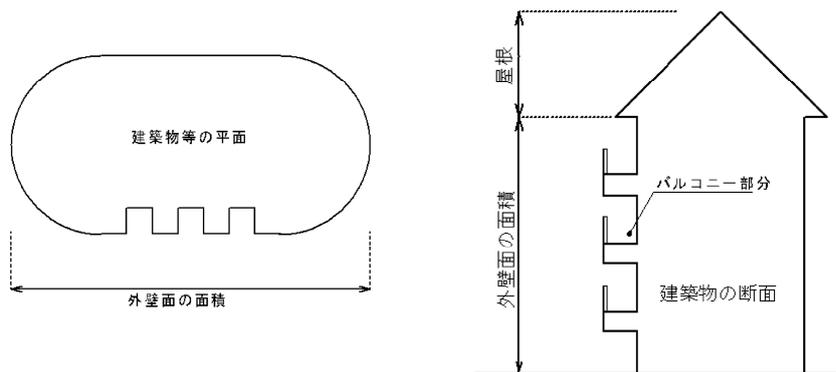
A 外観の修繕、模様替え又は色彩の変更に係る勾配屋根の見付面積は、当該部分の鉛直方向の見付面積、又は水平投影面積の広い方が対象面積となります。図（P8 上部図）のように屋根（陸屋根）の場合は、その水平投影面積が対象面積となります。



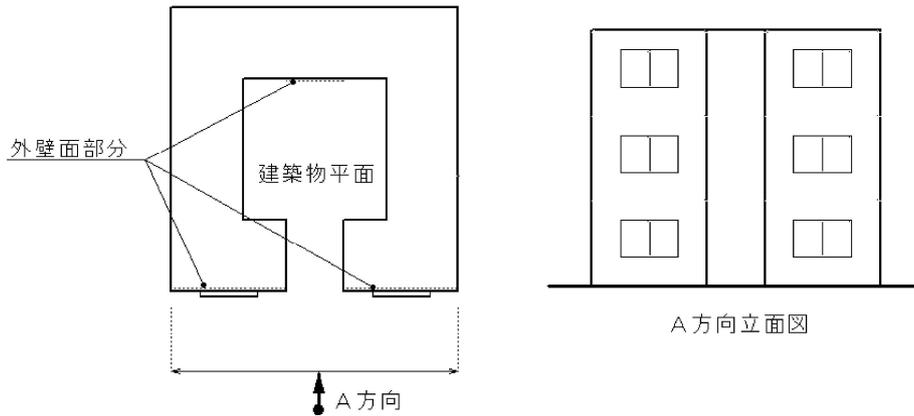
Q4-6 壁面が傾斜している場合や凹凸がある建築物等の場合は、色彩の変更に係る見付面積は、どのように算定しますか。また、色彩基準のアクセントカラーの使用面積の制限に用いる見付面積もどのように算定しますか。

A 色彩の変更面積、アクセントカラーの使用面積の算定は、鉛直方向の見付面積で原則として考えます。

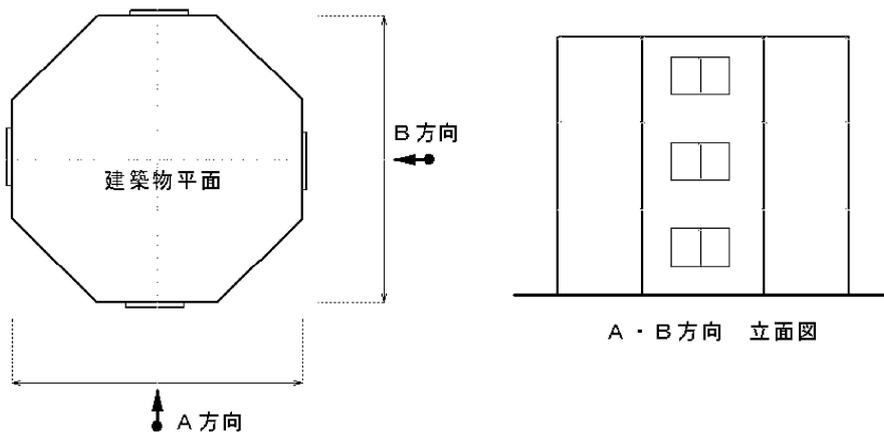
外壁に凹凸がある場合でも、表面積でなく、その立面の鉛直方向の見付面積と考えます。



○ 駐車場やピロティー等によりオープンになっている場合は、そのオープン部分の奥に壁が無い場合は外壁面積に算入しません。ただし、シャッターなどがある場合は、そのシャッターを外壁面と見なします。



- 立面の見付面積は、鉛直方向の見付面積となるので、コの字型などの建築物の場合は、図のように建物の中庭部分の外壁の一部が算定面積となります。



- 八角形などの建築物の立面は、直交する2軸に基づく4方向の鉛直方向となります。この場合、アクセントカラーの使用面積の算定は、各立面で算定します。

Q4-7 工作物の色彩等の変更は、見付け面積に関係なく届出が必要となりますか。

A 原則必要となります。ただし、工作物の形状及び、色彩等の変更面積により判断するため、まずご相談ください。

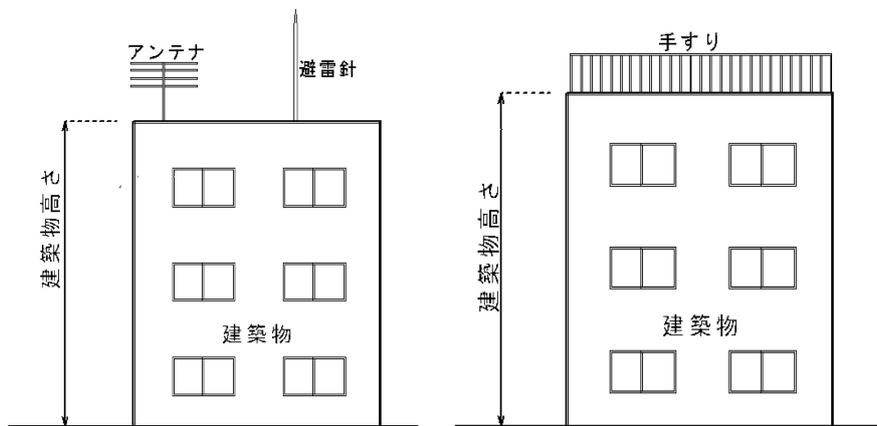
5 高さの算定について

Q5-1 建築物の届出が必要な高さは、どこからどこまでを高さと考えるのですか。

A 建築基準法施行令第2条第1項第6号に示す建築物の高さとなります。

Q5-2 建築物や工作物の上にある避雷針やアンテナなどの突出部は、高さに含まれますか。

A Q5-1と同じです。ただし、建築物や工作物本体が届出対象になった場合は、上部の突出物も含んだものが審査対象となります。



Q5-3 建築物の高さには、煙突などの建築設備も含まれますか。

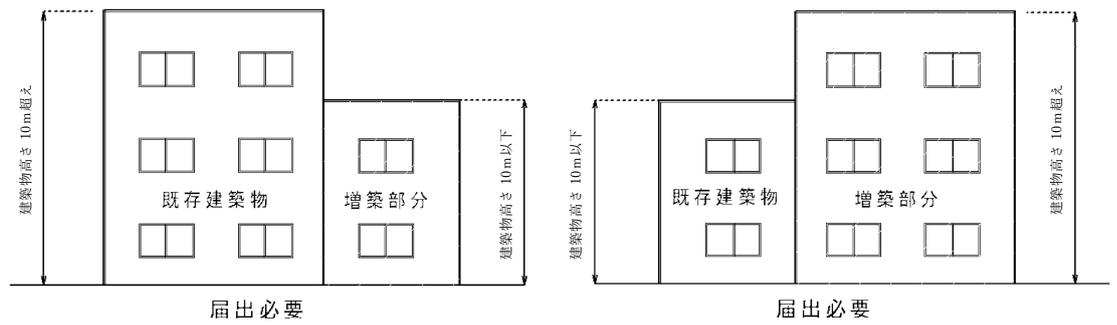
A Q5-1と同じです。ただし、建築物や工作物が届出対象となった場合は、それらも審査対象となります。

また、煙突などは、工作物として届出が必要な高さを超える場合は、工作物として届出が必要となります。

※長久手市景観条例施行規則第2条で定める工作物は、アンテナその他これらに類するものの規模とします。

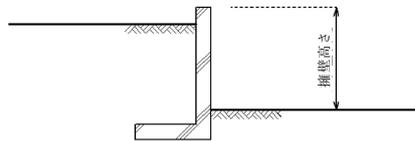
Q5-4 建築物の横に同一棟で増築する場合、既存部分の高さが10mを超えているが、増築部分が10mを超えない場合、また、既存部分の高さが10mを超えていないが、増築部分が10mを超える場合はどうなりますか。

A 増築の場合は、既存部分を含めた増築後の高さで判断しますので、既存建築物、又は増築部分のいずれかが10mを超えれば届出が必要です（ただし、増築する建築面積が10㎡以内のときを除く）。



Q5-5 擁壁の届出が必要な高さはどう考えますか。

A 擁壁の高さは、景観の観点から地盤面からその上端までの鉛直方向の見かけの高さとなります。



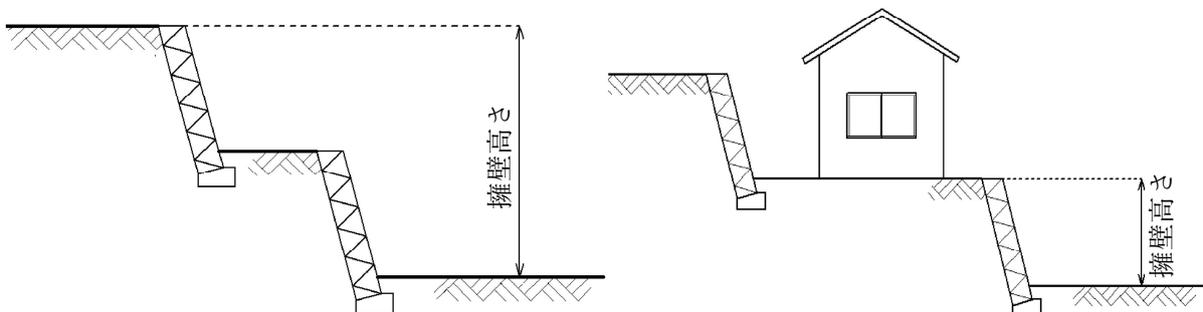
Q5-6 擁壁が敷地内に点在する場合は、どう考えますか。

A 対象規模を超えるものが対象となります。

Q5-7 擁壁が敷地内に縦方向に複数点在する場合は、その高さをどう考えますか。

A 2段擁壁や犬走りを含んだ擁壁が連なる場合は、最下部から最上部までの合計が高さとなります。

なお、縦方向に擁壁が連なる場合とは、擁壁の間に他の利用状況が存しない場合をいいます。



○ 上図のように、擁壁の間に建築物、工作物、道路や植樹帯などがある場合は、連なる擁壁とはみません。

6 既存建築物等の取り扱いについて

Q6-1 届出対象規模を超える既存の建築物や工作物はどうなりますか。

A 既存の建築物等は、届出不要です。ただし、今後、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更をする場合で、届出が必要な規模を超えるものは、届出対象となります。

Q6-2 既存の建築物や工作物がある敷地に届出対象規模を超える建築物を別棟で増築する場合は、新たに増築する部分のみを届出すればよいのですか。

A 新たに増築する部分のみが届出対象となります。

しかし、敷地全体として調和のとれたものとなるよう配慮していただく必要があるため、既存の建築物等について景観形成基準が適用される訳ではありませんが、届出にはできる限り既存部分の状況も表示・表記するようにしてください。

Q6-3 既存の建築物又は工作物の外観について、同色に塗り替える場合や同素材で貼り替える場合は、届出が必要ですか。

また、従前とは違うが、景観に配慮した外観に模様替えする場合は、届出が必要ですか。

A 従前と同色、同素材であれば、外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更にあたらぬので、届出は不要です。

また、従前とは異なる外観となる模様替えなどをする場合は、届出が必要です。

なお、現在の色彩などが景観形成基準に適合していない場合は、届出が必要となっても既存部分は景観形成基準は適用されませんが、機会を捉えて基準に適合した色彩に塗り替えるなど良好な景観の形成に努めてください。

Q6-4 既存建築物の建具のみを違う素材に取り替え、また既存工作物等に付随するアンテナを違う素材に取り替える場合は、届出が必要ですか。

A 建築物は外観を変更することとなる取り替えに係る部分の合計面積が立面の見付面積の3分の1を超える場合は、届出が必要となります。その場合、取り替えに該当する部分のみが審査対象となります（改修部分の面積の算定方法は、Q4-5～Q4-7を参照して下さい。）。

工作物は、届出が必要となります。

Q6-5 届出対象となる規模の既存建築物において増築又は改築の場合、届出が必要となりますが、増築又は改築しない部分も景観形成基準に合わせる必要がありますか。

A 届出は建築物全体として提出していただきますが、審査対象となるのは増築又は改修した部分のみで、既存部分は審査対象とはなりません。

しかし、建築物全体として調和のとれたものとなるよう配慮していただく必要があるため、届出には既存部分の状況も表示・表記するようにしてください。

Q6-6 既存建築物の上に届出対象規模を超える工作物を新たに建設等する場合、既存建築物も届出対象となりますか。

A 届出は、既存建築物を含んだ全体として提出していただきますが、審査対象となるのは、新たな工作物のみで、既存部分は審査対象とはなりません。

しかし、前回答のように届出には、できる限り既存部分の状況も表示・表記するようにしてください。

7 景観形成基準について

Q7-1 「景観形成基準」とは、どのようなものですか。

A 長久手市では、景観法に基づき「長久手市景観計画」を定めていますが、「景観形成基準」を定め、景観に大きな影響を及ぼす恐れがある大規模建築物などについて、その配置、形態、意匠、色彩及び緑化などについて基準を定めています。

なお、この基準は全ての項目が一律に適用されるのではなく、行為地における景観の現状や行為の内容に応じて適用されます。

また、景観審議会の意見を聴いたうえ、景観形成上必要と認められるものについては、この基準によらないことができます。

Q7-2 建築物の付属設備に「屋外や屋上に設ける設備は道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するよう努める。」とありますが、設備とは、どのようなものが含まれますか。

A 設備とは、建築基準法第2条第3号に規定するものをいい、具体的には、次に掲げるような建築物に付随する設備機器一般をいいます。

ただし、その機能上露出させる必要がある煙突、避雷針、アンテナや消防設備などは除かれます。

電気設備	電気配管、受配電設備など
ガス設備	ガス配管、プロパンガスなど
給排水設備	給排水配管、受水槽や高架水槽など
冷暖房設備	エアコン室外機、クーリングタワーなど
その他	換気設備、排煙設備、汚物処理設備など

Q7-3 緑化面積の規定はありますか。

A 緑化面積は、景観形成基準では、規定を設けておらず、配置のみとなります。長久手市美しいまちづくり条例第7条第1項各号のいずれかに該当する開発事業では、長久手市美しいまちづくり条例に緑化面積に関する規定があります。

Q7-4 色彩に関する景観形成基準で、マンセル表色系で色彩を表現するようになっていますが、コンクリート打ち放し仕上げ、亜鉛メッキ仕上げ、レンガやようへん瓦葺きなど仕上げの色彩が予測できない場合は、マンセル記号をどのように記載しますか。

A 木材や石材など自然素材は適用から除外されていますが、質問のように仕上げ色が人為的に確定できない場合は、一般的に予測できる近似値、又は過去の施工例よりマンセル記号を記載してください。また、レンガなどのように色彩にばらつきがある場合は、その色彩の平均値で記載してください。

Q7-5 自然素材は、色彩基準の適用を受けませんが、どのようなものが自然素材になりますか。

か。レンガ、漆喰、土壁や珪藻土なども自然素材になりますか。

A 自然素材とは、木材、石材、漆喰、土壁や珪藻土など自然の色合いをそのまま使用しているもので、素材や色彩に人為的な手を加えていないものと考えます。

従って、レンガのように焼いたものは人為的に手を加えているので自然素材になりません。

また、土壁や漆喰でも顔料で着色したものは、人為的に手を加えているので自然素材とはなりません。

Q7-6 外壁や屋根の色彩について、建具枠などに色が付いている箇所も色彩基準に適合させる必要がありますか。

A 基本的には色彩基準に合わせていただく必要がありますが、小面積で部分的な箇所（サッシ枠、雨樋、笠木や配管など）については、外装面と色相や彩度が著しく変わるような目立つ色彩でなければ、外観に与える影響は少ないので、無いものとして計画してください。

Q7-7 外壁面がカーテンウォールなどのガラス仕上げの場合は、外壁面の色彩としてマンセル記号をどのように記載しますか。

A ガラス面は透明なので、色彩は無いものと考えます。ただし、色ガラスなどのように色のついているガラスは、その近似値のマンセル値を記載してください。

Q7-8 建築物・工作物の意匠、色彩などの決定については、地元の同意は必要ないのですか。

A 地元の同意は必要ありません。地元と協議を行った場合や同意を得ている場合は、申請書のチェックシートにその旨を記載してあれば、審査の際に参考とします。

Q7-9 建築物の高さの基準で、「歴史継承拠点に位置づけている長久手古戦場（古戦場公園）、御旗山、色金山を相互に望む眺望をそがいしないよう努める。」とあるが、具体的な位置や高さの規定はあるか。

A 具体的な位置については、長久手市ホームページ等で景観計画資料編を確認してください。高さについては、長久手市建設部都市計画課に問い合わせください。

Q7-10 幹線沿道地域の形態意匠の景観形成基準で、「周辺の景観に配慮して、大きな面を構成しないよう分節に努める。」とあるが具体的にどの様な事に配慮するのか。

A リニモからの眺望景観を妨げない様に、高層板状の建物を計画しないよう配慮していただくものです。

長久手市建設部都市計画課

〒480-1196

愛知県長久手市城の内 60 番地 1

TEL : 0561-56-0622 (直通)

FAX : 0561-63-2100

URL : <http://city.nagakute.lg.jp>